

代議員選挙管理委員会 規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人こども環境学会（以下「本法人」という。）の代議員の選出に関する選挙（以下「代議員選挙」という。）際して設置される代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の実施)

第 2 条 委員会は、本法人の定款第 19 条並びに理事会にて別に定める代議員選挙規則に基づき実施される代議員選挙の公正な管理、運営を行うために設置される。

(委員会の設置時期)

第 3 条 委員会は、代議員の任期满了日（3月31日）前4ヶ月以内に設置する。

2 臨時に代議員選挙が実施される場合には、その1ヶ月前までに設置する。

(委員の選任並びに任期)

第 4 条 委員会の委員は、理事会の指名に基づいて会員（ただし、団体会員、賛助会員及びこども会員は除く）のうちから 10 名以内を選任する。

2 委員の任期は、その管理、運営すべき代議員選挙に関する事務が終了し委員会が解散するときまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 名、副委員長若干名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

(欠 員)

第 6 条 委員に欠員が生じたときは、理事会の指名に基づいて後任者を選任することができる。その任期は、現任又は前任者の任期の終了すべきときまでとする。

(解 散)

第 7 条 委員会は、その管理、運営すべき代議員選挙に関する事務が終了したときに解散をする。

(改 正)

第 8 条 この規則の改正は、理事会の決議を得て行う。

(補 則)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

(改 正)

この規程は、平成 27 年 12 月 12 日から施行する。（「社員」を「代議員」と訂正）

この規程は、平成 29 年 10 月 14 日から施行する。